令和３年

新ひだか町議会
白　　書

新　ひ　だ　か　町　議　会

令和４年９月

目　　次

第１　新ひだか町議会の概要
１ 議員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２ 議員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３ 会派構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４ 議員の年齢別構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
５ 議員の男女別構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
６ 在職期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
７ 報酬等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
８ 政務活動費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
９ 監査委員・組合議会議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
10 議会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
11 議会費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
12 議会運営
⑴ 会議規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑵ 会議規則運用の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑶ 議案の審議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
13 常任委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
14 その他の委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
15 議会活性化・開かれた議会への取組
⑴ 休日・夜間議会等の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
⑵ 議会活性化に係る制度・組織の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
⑶ 議会中継・ホームページによる発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑷ 議会広報紙「議会だより」の発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第２　令和３年の活動
１ 総括
⑴ 会議開催回数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
⑵ 付議事件提出者別審議件数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
⑶ 一般質問の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
⑷ 議員派遣等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑸ 行政視察受け入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑹ 陳情・請願の審査状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑺ 議会改革への取組（議会運営委員会） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑻ 政策提言の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

２　会議等
⑴ 第１回定例会　・・・

新ひだか町議会白書 2022

第１　新ひだか町議会の概要（令和３年７月１日現在）

１　議員名簿

氏名	年齢	職業	党派	当選回数	所属委員会				備考
					総務文教	厚生経済	議運	広報	
福嶋　尚人	69	行書	無所属	4	議　長				
川端　克美	68	無職	無所属	2	●			●	副議長
志田　　力	68	会役	無所属	4		●	○		
渡辺　保夫	73	無職	無所属	3	●				
北道　健一	69	会役	無所属	2		○		●	
下川　孝志	69	介役	無所属	2	●				
細川　勝弥	80	無職	無所属	4		●			
本間　一徳	67	無職	無所属	1	●		●	●	
阿部　公一	71	無職	無所属	2		●			
谷　　園子	62	無職	共産党	2		●		●	
田畑　隆章	71	会役	無所属	2		●			
畑端　憲行	74	行書	無所属	2	○		●	◎	
建部　和代	67	無職	公明党	3	●			○	
池田　一也	62	会社員	公明党	4		●	◎		
木内　達夫	68	無職	無所属	2	◎		●		
城地　民義	74	無職	無所属	2		◎		●	

凡例：＜職　業＞
会役～会社役員
行書～行政書士
介役～介護事業所役員

＜所属委員会＞
◎～委員長
○～副委員長
●～委員

＜委員会＞
総務文教～総務文教常任委員会
厚生経済～厚生経済常任委員会
議運～議会運営委員会
広報～議会広報特別委員会

2　議員数　（単位：人）

定数	現員	欠員	党　派　別			
			公明	共産	無所属	その他
１６	１６	0	2	1	１３	―

（参考：議員定数の推移）

執 行 日	定数	立候補者数	投票率(%)
H18.4.23	26	33	静内地区 76.2
			三石地区 90.4
H22.4.18	22	24	79.52
H26.4.20	20	20	無投票
H30.4.15	16	18	73.23

3　会派構成　（単位：人）

清創会	清流会	凌雲ク	新星会	公明ク	無会派	その他
3	4	2	2	2	3	―

※ 議長は会派に属していない

4　議員の年齢別構成　（単位：人・歳）

40 代	50 代	60 代	70 代	80 以上	平均年齢	最年長	最年少
0	0	１０	5	1	６９．５	８０	６２
				※全道	（65.2）	（91）	（27）

5　議員の男女別構成

女性	男性
２人	１４人

6　在職期間

⑴　合併後　（単位：人）

１期	２期	３期	４期
1	9	2	4

⑵　合併前通算　（単位：人）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期
1	8	2	0	4	1	0	0	0

7　報酬等　　※（　）は全道町村平均

職	報酬月額（円）	期末手当
議　長	３２０，０００　（267,738）	２．５５カ月分
副議長	２５０，０００　（214,157）	
常任・議運委員長	２３０，０００　（195,019）	
議員	２２０，０００　（181,087）	

8　政務活動費
交付していない。

9　監査委員・組合議会議員

議　会　等	議（委）員
監査委員	後藤和之（識見）、志田 力（議選）
日高中部広域連合議会	◎渡辺保夫、志田 力、本間一徳、谷 園子、池田一也、木内達夫
日高中部消防組合議会	◎畑端憲行、北道健一、下川孝志、阿部公一
日高中部衛生施設組合議会	◎建部和代、細川勝弥、田畑隆章、城地民義

◎議長

10　議会事務局　　（単位：人）

条例定数	事務局長（兼任）	職員・書記		計
		専任	兼任	
2	1	1	2	4

（※事務局長：監査委員事務局長・公平委員会事務局長併任）

11　議会費の推移（当初予算ベース）　　（単位：千円）

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般会計	16,063,844	14,098,686	14,614,221	14,687,350	15,604,145
内議会費	100,753	100,263	85,668	87,814	91,812
構成比(%)	0.63	0.71	0.59	0.60	0.59

※R３年度全道町村構成比 1.0

12　議会運営

⑴　会議規則

標準会議規則を採用

⑵　会議規則運用の実態

一　般　質　問	開会日の４日前（休日を除く。）までに、文書（通告書）によって通告することとしており、質問事項及びその要旨記入を励行している。 質問の方式は回数制（３回以内）または時間制のいずれかを選択。どちらの方式においても制限時間は９０分以内（答弁含む）としている。
質　　疑	通告制をとらず３回までを原則としている。
議事日程及び会期	あらかじめ議会運営委員会を開催し協議決定している。
議　案　配　付	議案は、招集通知と同時に配付している。定例会（３・６・９・１２月）は７日前とし、臨時会は３日前としている。
請 願 、 陳 情	ともに同様に取り扱い、「文書表」に要約して配付し、委員会付託を原則としている。
会　　議　　録	会議録調整業務委託により作成している。（本会議、予算審査特別委員会等） 音声認識会議録作成支援システムにて作成している。（常任委員会、議会運営委員会等）

⑶　議案の審議

予　　算	当初予算は、全議員による特別委員会で審議し、補正予算は、本会議審議としている。
条　　例	予算関連は、予算と一括審議とし、他は本会議審議（特別なものは委員会付託）としている。
決　　算 （各会計決算）	議長、監査委員を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続審査としている。
そ の 他 の 議 案	人事案件、専決処分等その他の議案は、本会議審議としている。

13　常任委員会

名　　称	定数	所　管　事　項
総務文教	8	総務、企画、行財政、税務、財産、契約、教育及び文化に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項
厚生経済	8	住民生活、保健、環境、福祉、農林、水産、商工、観光、建設、土木、上水道及び下水道に関する事項

※　常任委員の任期は２年とし、選任は各会派の希望をとりまとめ、調整のうえ選任している。なお、議長は総務文教常任委員を辞任している。

14　その他の委員会

名　　称	定数	所　管　事　項
議会運営委員会	７以内	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
議会広報特別委員会	8	議会広報「議会だより」の発行等に関する事項

15　議会活性化・開かれた議会への取組

⑴　休日・夜間議会等の実施

実施なし

⑵　議会活性化に係る制度・組織の整備

区分	議会活性化に係る制度・組織の整備								
	議会基本条例	政治倫理条例等	議会の活性化にかかる議会組織の設置	専門的知見の活用	議会報告会・住民懇談会	模擬議会（学生）	自治法による議決事件の追加		
							町村の基本構想	町村の基本計画	各種マスタープラン
新ひだか町	○	○	—	—	○	—	○	—	—
全道町村の状況（整備率）	３０ (20.8)	２８ (19.4)	３５ (24.3)	0	３９ (27.1)	１３ (9.0)	８４ (30.2)	５３ (19.1)	１０ (3.6)

⑶　議会中継・ホームページによる発信

区分	議会中継								ホームページ開設状況
	実施	中継手段							
		インターネットライブ	インターネット録画配信	CATV	ラジオ	庁内放送	防災無線	その他	
新ひだか町	○	○	○	―	―	○	―	―	○
全道町村の状況(率)	８１ (56.3)	４３ (27.2)	４０ (25.3)	３ (1.9)	―	６１ (38.6)	―	１０ (6.3)	１３０ (90.3)

⑷　議会広報紙「議会だより」の発行

区分	発行方法		条例に基づく委員会			委員任期			編集体制等			
	単独	町広報	常任	議運	特別	４年	２年	１年	議員	職員	共同	年間発行回数
新ひだか町	○	―	―	―	―	○	―	―	―	―	○	4
全道町村の状況(率)	１２５ (86.8)	１８ (12.5)	３６ (25.2)	6 (4.2)	７６ (53.1)	８５ (59.4)	５０ (35.0)	1 (0.7)	２４ (16.8)	3 (2.1)	116 (81.1)	平均 4.3 回 最大 12 回

第２　令和３年の活動（令和３年１月１日～令和３年１２月３１日）

１　総　括

⑴　会議開催回数等

区　　分	開催日数
本会議　計	７回・１７日
定例会	４回・１４日
臨時会	３回・　３日
全員協議会	７日
議会運営委員会	２０日
常任委員会　計	３０日
総務文教常任委員会	１２日
厚生経済常任委員会	１８日
特別委員会　計	２５日
広報特別委員会	２０日
決算審査特別委員会	３日
企業会計	１日
一般・特別会計	２日
予算審査特別委員会	２日

⑵　付議事件提出者別審議件数等

①審議件数

区　分	町長提出						議員・委員会提出				
	条例	予算	決算	契約財産人事	その他	計	条例	意見書	決議	規則その他	計
定例会	16	37	2	12	13	80	―	15	―	―	15
臨時会	6	5	1	1	7	20	1	―	―	1	2
計	22	42	3	13	20	100	1	15	―	1	17

②議決結果

区　分		町長提出						議員・委員会提出				
		条例	予算	決算	契約財産人事	その他	計	条例	意見書	決議	規則その他	計
定例会	可決	16	37	2	12	13	80	―	14	―	―	14
	否決	―	―	―	―	―	―	―	1	―	―	1
臨時会	可決	6	5	1	1	7	20	1	―	―	1	2
	否決	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	可決	22	42	3	13	20	100	1	14	―	1	16
	否決	―	―	―	―	―	―	―	1	―	―	1

⑶　一般質問の状況

招集月	質問者数
３月定例会	１１人
６月定例会	９人
９月定例会	８人
１２月定例会	１２人
計	４０人

⑷　議員派遣等

①議員の派遣

件　名	目　的	期　日	派遣場所	派遣議員
なし				

②委員の派遣

件　名	目　的	期　日	派遣場所	派遣委員
なし				

⑸　行政視察受け入れ

期　日	視察団体等	内　容
R3.11.10	平取町議会 産業厚生常任委員会	合葬墓について

⑹　陳情・請願の審査状況等

①陳　情

件　　名	議決年月日	結　　果
なし		

②請　願

件　　名	議決年月日	結　　果
なし		

③要望等

期　日	要　望　者	内　　容
R3.10.13	新ひだか町商工会	「新ひだか町住宅新築リフォーム等支援補助金」及び「建設業従事者へのエッセンシャルワーカーの認定」に関する要望
R3.10.19	新ひだか町静内商店街連合会	「新型コロナウイルス感染症対策通り会等街路灯電気料の助成」に関する要望

⑺　議会改革への取組（議会運営委員会）

期　　日	内　　容　　等
R3. 1.14	議会報告会の開催について 議会基本条例に基づく検証について 決算審査の振り返りについて 通年議会導入の研究について
R3. 2. 9	議会基本条例に基づく検証について 通年議会導入の研究について
R3. 3. 9	所管事務調査報告書まとめ
R3. 3. 15	所管事務調査報告書提出（会規 77 条）
R3. 4. 28	調査事項、調査期間、調査方法等の決定 本年度調査・研究テーマの確認 議会 ICT 化への取り組みについて ・委員会条例等の改正について他 所管事務調査通知書提出（会規 73 条）
R3. 5. 19	ペーパーレス会議システム等操作研修会 【総務文教・厚生経済常任委員会】
R3. 5.24	本年度調査・研究テーマの決定 議会 ICT 化への取り組みについて ・タブレット型端末機等使用基準の決定
R3. 5.26	委員会条例等一部改正原案可決　第２回臨時会
R3. 6.14	オンライン会議システム研修会 タブレット型端末機等の貸与
R3. 6.18	令和３年度議会 ICT 化に向けた取組計画決定
R3. 7. 2	オンライン会議システム等勉強会 【厚生経済常任委員会】
R3. 7.16	議会 ICT 化への取り組みについて ・システムに対する要望等の取りまとめ ・オンライン会議システム等勉強会
R3. 7.19	オンライン会議システム等勉強会 【総務文教常任委員会】
R3. 8.11	議会 ICT 化の推進 ・システムに対する要望等の取りまとめ結果 議員間相互の自由討議についての研究 通年議会導入の研究
R3. 8.27	オンライン会議システム等勉強会 【厚生経済常任委員会】
R3. 9.10	議会 ICT 化の推進 ・議会 ICT 化に向けた取組計画（ペーパーレス化の導入に向けて） 議員間相互の自由討議についての研究

	・議員間討議実施例の研究
R3. 9.14	議会 ICT 化に向けた取組経過及び取組計画について協議
R3.10. 5	オンライン委員会開催【総務文教常任委員会】
R3.10.12	議会 ICT 化の推進 ・試験運用を行っての課題・問題点等について 議員間相互の自由討議についての研究 ・議員間討議実施に向けての整理検討事項協議 通年議会導入の研究
R3.11.10	議員間相互の自由討議についての研究 ・議員間（自由）討議試行に向けての申合せ事項の確認 議会報告会の開催について
R3.12.10	政策提言について 議会報告会の開催について
R3.12.16	町に対し政策提言書を提出

【実施した取組】

①「開かれた議会」

年	月	内　　容
3	9	議会白書の発行
	通年	議会ホームページ・フェイスブックの運用
	通年	議会広報紙の発行
	逐次	本会議及び全員協議会のインターネット中継の実施

②「親しまれる議会」

年	月	内　　容
3	1	成人式会場において、新成人を対象に議会への関心度などについてのインターネットによるアンケート調査を実施した。
	2	議会報告会は、新型コロナウイルス感染症対策強化の状況等を考慮し、中止することとした。
	１２	静内高校の「日高地域研究」発表会会場として、議場を開放した。

③「信頼される議会」

年	月	内　　容
3	逐次	本会議の円滑かつ適切な運営を行うため、「議会運営チェックリスト」を導入し、本会議後の議会運営委員会において振り返りを行った。
	通年	議長交際費の使途の公開。

④「政策立案に関わる議会」

年	月	内　　容
3	１２	町に対し議会政策提言書を提出

⑤「議員の資質向上」

年	月	内　　容
3	１１	地方議会活性化シンポジウム 2021 参加（オンライン開催）
	１２	（再掲）町に対し議会政策提言書を提出

⑻　政策提言の概要

提言書手交日	提言項目	提言の概要
R3.12.16	女性の社会参画の促進について	地域の活力を高め、時代の変化を乗り越えていくためには、男女共同参画の構築が不可欠であり、アンケート調査や審議会等の設置など、5 項目を提言した。
	ライディングヒルズ静内の有効活用について	当該施設は、教育施設として様々な事業等で利用されているが、一般利用は限定的となっており、利用率向上や経営改善などを図るべく、各学校等の連携強化を図り乗馬等の機会を更に増やしていくなど、5 項目を提言した。
	新ひだか町和牛センター運営の現状及び方向性について	黒毛和牛生産の拡大を図るため、和牛センターを中心とした振興施策の取組みが必要であり、施設を継続しながら更なる利活用を図るなど、3 項目を提言した。

２　会議等

⑴　第１回定例会（令和３年３月１１日～１８日）

①　審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	専決処分の報告について（損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について）	報告済み
議案１	新ひだか町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	同意議決
議案２	新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意議決
議案３	新ひだか町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意議決
議案４	新ひだか町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意議決
議案５	議決変更について（静内庁舎大規模改修工事その１（空調・暖房更新））	原案可決
議案６	令和２年度新ひだか町一般会計補正予算（第７号）	原案可決
議案７	令和２年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案８	令和２年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案９	令和２年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案 10	令和２年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案 11	令和２年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算（第５号）	原案可決
議案 12	令和２年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決
議案 13	令和２年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第５号）	原案可決
議案 14	令和３年度新ひだか町一般会計予算	原案可決
議案 15	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案 16	令和３年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案 17	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案 18	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計予算	原案可決
議案 19	令和３年度新ひだか町水道事業会計予算	原案可決
議案 20	令和３年度新ひだか町病院事業会計予算	原案可決
議案 21	新ひだか町職員定数条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

議案 22	新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 23	新ひだか町特別会計条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 24	新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 25	指定管理者の指定について	原 案 可 決
議案 26	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原 案 可 決
議案 27	町道の路線認定について	原 案 可 決
議案 28	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案 29	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案 30	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案 31	令和３年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
意見書１	２０３０年までの温室効果ガスの削減目標を引き上げ、気候変動対策を抜本的に強めることを求める意見書について	原 案 可 決
意見書２	高齢者の医療費窓口負担の現行１割の継続を求める意見書について	否　　決
	閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について	決　　定

② 委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案 14	令和３年度新ひだか町一般会計予算	予算審査特別委員会
議案 15	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算	
議案 16	令和３年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算	
議案 17	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計予算	
議案 18	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計予算	
議案 19	令和３年度新ひだか町水道事業会計予算	
議案 20	令和３年度新ひだか町病院事業会計予算	

③　討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
議案 24	新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	谷　園子	池田一也

④　一般質問

氏　名	質　問　事　項
城地　民義	・公立小学校の学級編成を３５人に引き下げる公立義務教育諸学校の学級編制等についてについて ・小学校高学年の教科担任制の本格的導入への取組の考え方について
建部　和代	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について
畑端　憲行	・町長の任期中の実績と残り１年の町政運営について ・まちづくり懇談会等の開催について
池田　一也	農業行政について
北道　健一	令和３年度町政執行方針について
本間　一徳	新ひだか町債権管理条例による債権管理状況について
阿部　公一	・財政健全化について ・観光振興について ・タイムライン(防災行動計画)の公開に際しての課題は何か ・旧ＪＲ日高線の今後の地域振興策についての考えは ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の日程について
下川　孝志	・新型コロナウイルス感染症感染者情報の公表について ・灯油代金の助成について ・青年団体協議会の活動について ・農業後継者への補助金について ・病院改革の取組について
川端　克美	・町政執行方針について ・高齢者福祉施設の指定管理者制度への移行について ・除雪対策について ・教育行政について
谷　　園子	・新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ等検査の拡充について ・コロナ禍で困窮する町民への緊急支援対策について
木内　達夫	・町民との約束と町政執行について ・医療・介護対策について ・新型コロナウイルス感染症対策について

⑵　第３回定例会（令和３年６月２２日～２４日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	繰越明許費繰越計算書について	報告済み
議案１	新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意議決
議案２	工事請負契約締結について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その１）	原案可決
議案３	工事請負契約締結について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その２）	原案可決
議案４	工事請負契約締結について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その３）	原案可決
議案５	工事請負契約締結について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その４）	原案可決
議案６	工事請負契約締結について（簡易水道配水施設更新工事）	原案可決
議案７	財産の無償譲渡について	原案可決
議案８	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案９	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 10	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 11	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案 12	令和３年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決
議案 13	令和３年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案 14	日高線代替交通確保対策基金条例制定について	原案可決
議案 15	新ひだか町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案 16	新ひだか町子ども医療費助成条例制定について	原案可決
議案 17	新ひだか町介護サービス条例及び新ひだか町在宅高齢者等サービス条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案 18	新ひだか町アイヌ住宅改良資金等貸付条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案 19	新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案 20	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
議案 21	町道の路線認定について	原案可決

議案 22	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
意見書３	北海道への「核のごみ」持ち込みに反対する意見書について	原 案 可 決
意見書４	２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書について	原 案 可 決
意見書５	２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	原 案 可 決
意見書６	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１/２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について	原 案 可 決
意見書７	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	原 案 可 決
意見書８	学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書について	原 案 可 決
	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
議案 14	日高線代替交通確保対策基金条例制定について	谷　園子	池田一也

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	・新型コロナウイルスのワクチン接種について ・学力の向上について
建部　和代	・「ご遺族支援（お悔やみ）」コーナーの設置について ・子宮頸がん予防ワクチン接種について
城地　民義	・小中学校児童・生徒の不登校等の現状と対応及び支援の取組について ・有害鳥獣特定外来生物アライグマにおける農業等被害の現状と対策強化について
畑端　憲行	・新ひだか町の人口減少対策について ・教育行政に対する教育長の所信について
北道　健一	・絵になる魅せるまちづくり事業について ・コロナ禍の中で桜まつりを実施したことについて
谷　　園子	・コロナ禍における「学びの保障」について ・「生理の貧困」対策について

田畑　隆章	公文書管理と利活用について
川端　克美	ＪＲ日高線鵡川―様似間の廃線に伴うＪＲ北海道からの支援金について
木内　達夫	・まちづくり自治基本条例について ・教育行政の執行について

⑶　第５回定例会（令和３年９月１４日～１６日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	専決処分の報告について（新ひだか町手数料条例の一部を改正する条例制定について）	承認決定
報告２	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	報告済み
報告３	継続費の精算報告について	報告済み
議案１	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第５号）	原案可決
議案２	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
議案３	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
議案４	令和３年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決
議案５	新ひだか町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案６	新ひだか町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定について	原案可決
議案７	新ひだか町まちづくり基金条例及び新ひだか町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案８	新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	原案可決
議案９	町道の路線認定及び廃止について	原案可決
議案 10	令和２年度新ひだか町水道事業会計決算認定について	設置決定 付託決定
議案 11	令和２年度新ひだか町病院事業会計決算認定について	
意見書９	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	原案可決
意見書 10	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について	原案可決
意見書 11	保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書について	原案可決
意見書 12	出産育児一時金の増額を求める意見書について	原案可決

	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案 10	令和２年度新ひだか町水道事業会計決算認定について	企業会計決算審査特別委員会
議案 11	令和２年度新ひだか町病院事業会計決算認定について	

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について
畑端　憲行	・河川の防災、治水対策について ・全国的に増加している教職員のセクハラ対策について ・成人年齢が１８歳に引き下げられることについて
建部　和代	・コロナ禍における「地方女性活躍推進交付金」の活用について ・防災支援・対策について
城地　民義	・新ひだか町静内処理区公共下水道事業の汚水管渠面整備区域の現状と事業全体計画区域内･外関連の実態及び汚水処理未整備区域の見直し計画策定について ・小中学校児童生徒の健康診断に係る視力調査の現状把握と今後の保護対策について
谷　　園子	・補聴器購入への助成について ・冬の暖房費等支援について
北道　健一	・工事残土廃棄地の確保状況について ・災害廃棄物処理計画の策定について
下川　孝志	・町議会議員選挙の公費負担の周知について ・公共施設の全面閉鎖について ・我が町の新型コロナウイルス感染症対策について問う(地域包括ケア病床の利用率について)
田畑　隆章	・我が町の地方債２１０億円の返済と投資余力について ・漁業の振興策について ・降雨災害多発化と避難対策

⑷　第７回定例会（令和３年１２月１４日～１６日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
付託議案 10 付託議案 11	委員会審査報告 〔R3.9.16 付託　第５回定例会〕 ・令和２年度新ひだか町水道事業会計決算認定について ・令和２年度新ひだか町病院事業会計決算認定について 企業会計決算審査特別委員会 審査結果　　認　定	決　　定
付託議案 10	委員会審査報告 〔R3.11.12 付託　第６回臨時会〕 ・令和２年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について 決算審査特別委員会 審査結果　　認　定	決　　定
諮問１	人権擁護委員候補者の推薦について	適任議決
議案１	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第７号）	原 案 可 決
議案２	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案３	令和３年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）	原 案 可 決
議案４	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第５号）	原 案 可 決
議案５	令和３年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第４号）	原 案 可 決
議案６	令和３年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案７	新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案８	新ひだか町森林公園条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案９	新ひだか町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原 案 可 決
議案 10	（追加議案） 令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第８号）	原 案 可 決
意見書 13	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書について	原 案 可 決
意見書 14	令和４年度の米政策に関する意見書について	原 案 可 決

意見書 15	コロナ禍による米の需給改善と米価下落への対策を求める意見書について	原 案 可 決
	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について
建部　和代	・３歳児健診における視覚検査の「屈折検査」について ・子宮頸がんワクチン(ＨＰＶワクチン)接種の積極的勧奨について
畑端　憲行	・ＪＲ北海道拠出の地域振興費の活用について ・三石海浜公園及び周辺施設の整備について
城地　民義	・主要道道静内中札内線の通行止め区間の改修整備促進対策について ・海岸保全区域の海岸浸食対策及び高潮・波浪等の被害復旧対策について
北道　健一	・町有キャンプ施設等の利用状況について ・水産物の水揚減少に伴う漁業者に対する町の支援対策について ・コロナ禍における町行事の再開に向けた考え方について
谷　　園子	・就学援助制度の拡充について ・国保一部負担金減免制度の周知と改善について
下川　孝志	・ライディングヒルズ静内の民間乗馬指導者の活用をもっとすべきでないか ・町道の整備の目安や基準について ・新ひだか町の生産米を学校給食に使えないか
田畑　隆章	・管内各町連携で水産被害等の諸課題の解決を ・博物館連携を通じ、文化的観光交流者の受け入れを ・日高管内観光連携について
本間　一徳	事故・災害等を未然に防止する対策について

川端　克美	・新公立病院改革プランについて ・指定管理者に移籍した老人福祉施設職員の処遇は確保されているか ・議会の政策提言への取組状況について
阿部　公一	・財政健全化について ・防災訓練実施における課題は何か ・赤潮被害者に対する支援について ・新型コロナウイルス感染症対策について ・観光振興について ・旧ＪＲ日高線の今後の地域振興策についての考えは
木内　達夫	・町長の政治姿勢について ・水産業の振興について

⑸　第２回臨時会（令和３年５月２６日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	放棄した債権の報告について	報告済み
議案１	新ひだか町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	同意議決
議案２	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案３	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
議案４	新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案５	新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
発委１	新ひだか町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
発委２	新ひだか町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
議案２	令和３年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	谷　園子	木内達夫
議案３	令和３年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算（第２号）	谷　園子	木内達夫

⑹　第４回臨時会（令和３年７月２０日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
議案１	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第４号）	原 案 可 決
議案２	令和３年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第２号）	原 案 可 決

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

⑺　第６回臨時会（令和３年１１月１２日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	継続費の精算報告について	報 告 済 み
報告２	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
議案１	議決変更について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その１）	原 案 可 決
議案２	議決変更について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その２）	原 案 可 決
議案３	議決変更について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その３）	原 案 可 決
議案４	議決変更について（静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その４）	原 案 可 決
議案５	令和３年度新ひだか町一般会計補正予算（第６号）	原 案 可 決

議案６	新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案７	新ひだか町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案８	新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案９	新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 10	令和２年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について	設 置 決 定 付 託 決 定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案 10	令和２年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について	決算審査特別委員会

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

第３　委員会等の活動

１　常任委員会

⑴　総務文教常任委員会

開 催 日	調 査 事 項 等
R3.5.19	所管事務調査項目及び先進地調査方法の決定 会議規則第 73 条に基づく所管事務調査通知書提出
R3.6.14	所管課ヒアリング調査における照会内容の確認
R3.7.19	調査事項にかかる新ひだか町の現状及び課題等について調査するための所管課ヒアリング調査の実施
R3.8. 6	アンケート調査を行う先進地の決定及び調査（質問）事項等の確認
R3.8. 6 ～ 8.19	アンケート調査票の作成及び決定
R3.8.20	アンケート調査票の回答依頼
R3.9. 3	アンケート調査のまとめ方及び今後の進め方の確認
R3.9.24	アンケート調査回答期限
R3.9.27 ～10. 1	アンケート調査の集計
R3.10.5 ～ 11.5	アンケート調査結果による分析・協議及び調査報告書作成協議
R3.11.5 ～ 12.3	委員会調査報告まとめ協議
R3.12.3	委員会調査報告書提出

⑵　厚生経済常任委員会

開 催 日	調 査 事 項 等
R3.6.4	会議規則第 73 条に基づく所管事務調査通知書提出
R3.6.4	・調査事項に係る前年度調査内容の再確認 ・先進地自治体松前町及び小平町の畜産振興への取組について資料調査の確認
R3.7.2	・松前町の肉牛改良センター事業の実施整備と運営状況の調査小平町のおびら和牛繁殖センター事業の整備計画と現状等の調査 ・町和牛センターの役割業務経過と課題の影響調査
R3.8.27	・関係産業団体との意見交換会事項の確認 ・みついし和牛のブランド化と広域出荷体制について
R3.9.17	関係産業団体との意見交換会 ・しずない農協、静内和牛生産改良組合 ・みついし農協、みついし和牛肥育組合、みついし和牛生産改良組合

R3.10.27	委員会調査報告書作成協議
R3.11. 1	関係団体等との協議経過での確認調査
R3.11.12 11.16 12.3	委員会調査報告書まとめ協議
R3.12.3	委員会調査報告書提出

2　議会運営委員会

開　催　日	調 査 事 項 等
R3.3. 9	３月（第１回）定例会の運営について
R3.3.11	３月（第１回）定例会の運営について　（追加議案）
R3.3.15	３月定例会の意見書について
R3.5.24	５月（第２回）臨時会の運営について
R3.6.18	６月（第３回）定例会の運営について
R3.6.22	６月定例会の意見書について
R3.7.16	７月（第４回）臨時会の運営について
R3.9.10	９月（第５回）定例会の運営について
R3.9.14	９月定例会の意見書について
R3.11.1	議場改修について
R3.11.10	11 月（第６回）臨時会の運営について
R3.12.10	12 月（第７回）定例会について
R3.12.14	12 月定例会の意見書について
R3.12.16	12 月（第７回）定例会の運営について（追加議案）

※10 ページから 11 ページに記載している議会改革に関する調査を除く。

3　特別委員会

⑴　議会広報特別委員会

期　日	内　　容	備　考
R3.1. 7・13・18 (R3.1.25)	議会だより第 56 号の編集 **議会だより第 56 号発行**	成人式アンケートについて
R3.2.22 R3.2.22 R3.3.18	・議会だより第 56 号の反省について ・議会だより第 57 号の発行について	

R3.4.6・9・14 (R3.4.25)	議会だより第 57 号の編集 **議会だより第 57 号発行**	議会広報コンクールの提出について
R3.6.14 R3.6.14 R3.6.24	・議会だより第 57 号の反省について ・議会だより第 58 号の発行について	
R3.7.6・.8・14 (R3.7.25)	議会だより第 58 号の編集 **議会だより第 58 号発行**	
R3.9.3 R3.9.16	・議会だより第 58 号の反省について ・議会だより第 59 号の発行について	議会広報全国コンクールの提出について
R3.10.4・7・13 (R2.10.25)	議会だより第 59 号の編集 **議会だより第 59 号発行**	
R3.12.3 R3.12.16	・議会だより第 59 号の反省について ・議会だより第 60 号の発行について	・成人式アンケートについて
R3.12.16	議会だより第 60 号の発行について	R4.1.25 第 60 号発行

⑵　予算審査特別委員会

設置日	開催日	委員長	副委員長	委　員
R3.3.11	R3.16～3.17	川端　克美	木内　達夫	全議員

⑶　決算審査特別委員会

①企業会計

設置日	開催日	委員長	副委員長	委　員
R3.9.16	R3.10.19	川端　克美	木内　達夫	議長、監査委員を除く全議員

②一般会計・特別会計

設置日等	開催日	委員長	副委員長	委　員
R3.11.12	R11.15～11.16	川端　克美	木内　達夫	議長、監査委員を除く全議員

4　全員協議会

開催日	内　　容
R3.2.22	・第１回定例会への提出案件について ・ＪＲ日高線に関する協議経過等について ・新ひだか町アイヌ施策の進捗状況について ・子ども医療費の窓口無料化について ・新ひだか町新型コロナウイルスワクチン接種事業について
R3.5.19	第２回臨時会への提出案件について
R3.6.14	第３回定例会への提出案件について
R3.7.13	第４回臨時会への提出案件について
R3.9.3	・第５回定例会への提出案件について ・新ひだか町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定について ・新ひだか町森林公園条例の一部を改正する条例制定について
R3.11.5	第６回臨時会への提出案件について
R3.12.3	・第７回定例会への提出案件について ・日高地域広域交通確保対策協議会における取組状況について ・国民健康保険税に係る見直しについて ・新ひだか町新公立病院改革プランの進捗状況について ・有害鳥獣駆除員の駆除活動に係る報酬の見直しについて ・町立学校の再編整備についいて

5　正副議長・正副委員長会議

開催日	内　　容
R3.4.16	・令和３年度委員会所管事務調査について ・北海道町村議会議員研修会に関する調査について

第４　議員の会議等出席状況・一般質問の状況等

１　本会議出席状況

月日		福嶋 尚人	川端 克美	志田 力	渡辺 保夫	北道 健一	下川 孝志	細川 勝弥	本間 一徳	阿部 公一	谷 園子	田畑 隆章	畑端 憲行	建部 和代	池田 一也	木内 達夫	城地 民義
3	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	26	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	14	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	15	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	16	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（○：出席、×：欠席）

２　一般質問の状況

区　分	３月	６月	９月	12 月	計
福嶋　尚人	―	―	―	―	―
川端　克美	○	○	×	○	3
志田　　力	×	×	×	×	0
渡辺　保夫	×	×	×	×	0
北道　健一	○	○	○	○	4
下川　孝志	○	×	○	○	3
細川　勝弥	×	×	×	×	0
本間　一徳	○	×	×	○	2
阿部　公一	○	×	×	○	2
谷　　園子	○	○	○	○	4
田畑　隆章	×	○	○	○	3
畑端　憲行	○	○	○	○	4
建部　和代	○	○	○	○	4
池田　一也	○	○	○	○	4
木内　達夫	○	○	×	○	3
城地　民義	○	○	○	○	4
計	１１	9	8	１２	４０

3　総務文教常任委員会出席状況

区　分	3.1	4.23	5.19	6.3	6.14	7.19	8.6	9.3
◎木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○
○畑端　憲行	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○
渡辺　保夫	○	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	×	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	9.8	10.5	11.5	12.3
◎木内　達夫	○	○	○	○
○畑端　憲行	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○
渡辺　保夫	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

4　厚生経済常任委員会出席状況

区　分	2.15	3.3	3.15	4.19	5.19	6.4	6.14	7.2
◎城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○
○北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	○	○	○	○	○
細川　勝弥	○	○	○	○	○	○	○	○
阿部　公一	○	○	○	○	○	○	×	○
谷　　園子	○	○	○	○	×	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	8.27	9.15	10.27	11.1	11.12	11.16	12.3	12.15
◎城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○
○北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	○	○	×	○	○
細川　勝弥	○	○	○	×	○	○	○	×
阿部　公一	×	○	○	○	○	○	○	○
谷　　園子	○	○	○	○	○	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

５　議会運営委員会出席状況

区　分	1.14	2.9	3.9	3.11	3.15	3.13	4.28	5.24	6.18
◎池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○志田　　力	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畑端　憲行	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	6.22	7.16	8.11	9.10	9.14	10.12	11.1	11.10	12.10
◎池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○志田　　力	○	○	○	北道	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畑端　憲行	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	12.14	12.15	12.16
◎池田　一也	○	○	○
○志田　　力	○	○	○
本間　一徳	○	○	○
畑端　憲行	○	○	○
木内　達夫	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

※-1　９月１０日、北道氏が志田副委員長の代理出席。

6　議会広報特別委員会出席状況

区　分	1.7	1.13	1.18	2.22	3.18	4.6	4.9	4.14	6.14
◎畑端　憲行	○	○	×	○	○	○	○	○	○
○建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷　　園子	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	6.24	7.6	7.8	7.14	9.3	9.16	10.4	10.7	10.13
◎畑端　憲行	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷　　園子	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	12.3	12.16
◎畑端　憲行	○	○
○建部　和代	○	○
川端　克美	○	○
北道　健一	○	○
本間　一徳	○	○
谷　　園子	○	○
城地　民義	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

7　決算審査特別委員会出席状況

区　分	企業会計	一般・特別会計	
	10.19	11.15	11.16
◎川端　克美	○	○	○
○木内　達夫	○	○	○
渡辺　保夫	○	○	○
北道　健一	○	○	○
下川　孝志	○	○	○
細川　勝弥	○	○	○
本間　一徳	○	○	○
阿部　公一	○	○	○
谷　　園子	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○
畑端　憲行	○	○	○
建部　和代	○	○	○
池田　一也	○	○	○
城地　民義	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

8　予算審査特別委員会出席状況

区　分	3.16	3.17
◎川端 克美	○	○
○木内 達夫	○	○
福嶋 尚人	○	○
志田　　力	○	○
渡辺 保夫	○	○
北道 健一	○	○
下川 孝志	○	○
細川 勝弥	○	○
本間 一徳	○	○
阿部 公一	○	○
谷　　園子	○	○
田畑 隆章	○	○
畑端 憲行	○	○
建部 和代	○	○
池田 一也	○	○
城地 民義	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

9　全員協議会出席状況

区　分	2.22	3.12	5.19	6.14	7.13	9.3	11.5	12.3
福嶋　尚人	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	○	○	○	○	○
渡辺　保夫	○	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	×	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○	○	○	○
細川　勝弥	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○
阿部　公一	○	○	×	×	○	×	○	○
谷　　園子	○	○	○	○	○	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○
畑端　憲行	○	○	○	○	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○
城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○

（○：出席、×：欠席）

１０　正副議長・正副委員長会議出席状況

区　分	4.16
福嶋　尚人	○
川端　克美	○
木内　達夫	○
畑端　憲行	○
城地　民義	○
北道　健一	○
池田　一也	○
志田　　力	×

（○：出席、×：欠席）

新ひだか町議会基本条例
検証結果報告書

令和４年３月

新ひだか町議会　議会運営委員会

新ひだか町議会基本条例の検証結果

１　検証の目的

新ひだか町議会では、議会の公平性と透明性を確保するとともに「町民に信頼され、町民が参加できる開かれた議会」を目指し、議会基本条例（以下「条例」という。）を令和元年１２月に可決、成立し、翌年１月から施行されました。

この条例は、二元代表制における議会及び議員の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的としております。

また、条例第２９条第１項では、「議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。」と規定しています。

このたび、上記の規定に基づき、議会や議員の様々な活動が、条例に規定されている各条文の目的を達成しているかどうかについて、議会運営委員会で検証を行いましたので、その結果を報告いたします。

２　検証の対象期間

令和３年１月から令和３年１２月まで

３　検証の結果と評価

別添「新ひだか町議会基本条例検証シート」のとおり

４　検証結果の公表等

検証結果報告書を議長に提出するとともに、議会ホームページや議会白書などにより公表する。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（目的）	第１条	この条例は、二元代表制における新ひだか町議会（以下「議会」という。）及び新ひだか町議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、新ひだか町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とします。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の目的についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（議会の役割）	第２条	議会は、次に掲げる役割を担います。 (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。 (2) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 町政の課題等について、調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会、北海道議会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 役割についての総括的な規定であり、運用面での評価は行わない。		
（最高規範性）	第３条	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図ります。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の位置づけの規定であり、運用面での評価は行わない。		

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会の活動原則）	第４条	議会は、第２条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 二元代表制の下、本町の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。 (2) 多様な町民意見を十分に把握し、町民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等を行い、意思決定を行うこと。 (3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、町民への説明責任を果たし積極的に情報公開を進めること。 (4) 町民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町民の代表として、公正かつ公平な審議を行い意思決定を行うとともに、町民への情報公開や議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（本会議）	第５条	定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行います。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 本会議の構成等についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（委員会の活動）	第６条	議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の適切な運営により機動力を高めるよう努めます。 ２　委員会の委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点及び争点を明確にするよう努めます。 ３　前２項のほか、委員会に関する事項については、別に条例で定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	常任委員会や議会運営委員会、特別委員会は委員会条例に基づき適正な運営を行っている。自由討議による合意形成については、更なる検討が必要である。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時の議会の対応）	第７条	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、災害からの速やかな復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	災害発生時は議会災害時対応マニュアルに従い、災害情報の共有や議員への情報伝達など、適切な対応を行っている。	
（議長及び副議長の役割）	第８条	議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行います。 ２　前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	条例に規定する正副議長の役割を果たしている。	
（議長及び副議長志願者の所信表明）	第９条	議会は、議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	正副議長の選出はなかったので、該当なし。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（自由討議による合意形成）	第１０条	議会は、議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。 ２　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及び陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めます。 ３　議員は、前２項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めます。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和３年度議会運営委員会の所管事務調査として取り組んだが、結論まで至っていないため、議員相互間の自由討議を中心とした運営には至っていない。	本会議や全員協議会での自由討議は現状ではなかなか難しいと思うので、委員会審議での自由討議から始めて、その後本会議や全員協議会など、段階的に取り組むことを念頭に、令和４年度所管事務調査として継続して調査研究することが必要である。
（議員の活動原則）	第１１条	議員は、町民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 多様な町民意見と町政の課題を的確に把握し、町政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程等について、町民にわかりやすく説明すること。 (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。 (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議員の活動原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民に対する説明や自己研さんに努めたが、議員相互間の討議は、未だ本来の自由討議には至っていない。	議員相互間の討議は、常任委員会から積極的に取り組んでいく。
（議員の政治倫理）	第１２条	議員は、町民の負託に応えるため、新ひだか町議会議員政治倫理規程に基づき、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	政治倫理規程の政治倫理基準を遵守して議員活動を行うとともに、その職務を全うしている。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時発生時の議員の対応）	第１３条	議員は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、別に定める災害時対応マニュアルに基づき適切な対応に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会災害時対応マニュアルに基づき対応している。	
（会派）	第１４条	議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する２名以上の議員で構成する会派を結成することができます。 ２　会派は、その会派に属する議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するよう努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	会派に属する議員活動の支援は常に行っており、政策の立案、提言等についても各常任委員会の中で取り組んでいる。	
（議員定数）	第１５条	議員定数については、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能の確保を考慮するとともに、多様な町民意見を町政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえ、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	議員定数については、平成29年6月に議員の定数を定める条例の一部改正を行い現在16人となっており、現状での条例改正の必要性はないと考える。	本町の人口減少の状況や全道・全国的な議員定数を参考にしながら検討すべきと考えており、当分の間は現状維持で良いのではないかと考える。

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議員報酬等）	第１６条	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当については、町政課題等の複雑高度化に対し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境整備の観点を踏まえ、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	議員報酬等については、平成31年4月から改正されていることから、今回の評価対象外と考えるが、報酬額や期末手当については、今後の検討課題と考える。	今後の人口減少や社会情勢を見極めながら、定数見直しと並行して取り組む必要があると考える。議員の期末手当については、職員の期末手当の支給割合に合わせていることが不合理と思われるため、見直しを検討する必要があると考える。
（町民参加及び町民との連携）	第１７条	議会は、町民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、町民の議会活動への参加を推進します。 (1) 本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的又は政策的識見を議会の意思決定に反映させること。 (2) 請願及び陳情が提出されたときは、町民の政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保すること。 (3) 議会報告会を年１回以上開催し、広く町民に議会の活動を報告するとともに、町民の意見を聴取して議会活動に反映すること。 (4) 議会の基礎的な資料及び情報並びに議会の評価等を毎年調整し、議会白書として町民に公表すること。 (5) 議案に対する各議員の賛否、論点及び争点を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報提供すること。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	参考人制度や公聴会制度については、その活用が必要と判断した事例、案件等はなかった。議会報告会は新型コロナの影響で開催できなかったが、議会白書による議会資料等の公表のほか、議案に対する各議員の賛否等は議会広報等で公表している。	参考人制度や公聴会制度については、陳情や請願などで必要と判断した場合に活用する方向で考える。

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会広報の充実）	第１８条	議会は、町民に開かれた議会の実現のため、町政に係る論点及び争点の情報を町民に周知するよう努めます。 ２　議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を多く活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう、議会広報活動に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会広報は定例会毎に発行するとともに、議会ホームページやフェイスブック等のSNSの活用により、議会の情報を広く町民に発信している。 また、成人式でアンケート調査を実施し、若者の意見把握に努めている。	
（本会議及び委員会の公開）	第１９条	議会は、本会議、委員会及び全員協議会（以下「本会議等」という。）を原則公開とし、必要な資料を町民に配布するとともに町民が傍聴しやすい環境の一層の充実に努めます。 ２　議会は、本会議等の日程及び内容を事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	本会議及び全員協議会は原則公開として、インターネットによる議会中継や必要な資料配布も行っている。 また、議会等の日程もホームページ等により事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録も公開している。	
（町長等との関係）	第２０条	議会は、二元代表制の下、町長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提案を通じて、町の発展及び町民福祉の向上のために活動します。 ２　議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするための反問をすることができます。 ３　議員は、二元代表制民主主義の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言も行っている。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会への政策形成過程の説明）	第２１条	町長等は、政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程の資料等を作成し議会への適時適切な説明を行うよう努めます。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画における根拠及び位置付け (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議案提案については、予算説明資料や各種議案資料の提出があったが、一部、条例に規定する事項が満たされていなかった。	より丁寧な資料作成を求めていくこととする。
（議会の機能強化及び議会改革）	第２２条	議会は、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言を行うなど、議会機能の強化に努めている。また、議会運営委員会において、議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（議決事項の拡大）	第２３条	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議決事項について、町民の負託に応える町政運営を実現できるよう、別に条例で定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	平成29年9月29日に議会の議決に付すべき事件を定める条例を制定している。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（専門的知見の活用）	第２４条	議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第１００条の２の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。 ２　議会は、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査機関を設置することができます。 ３　前２項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	該当となる事例、案件等がなかった。	
（検討組織の設置）	第２５条	議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会の機能強化及び改革については、議会運営委員会で行っている。	
（議員研修の充実）	第２６条	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	新型コロナウイルス感染症の関係で、全道町村議会議員研修会は中止となったが、議会改革に伴うオンライン会議システム研修会や「地方議会活性化シンポジウム2021」へのオンライン参加など、議員研修の充実に努めている。	議員の資質向上を図るためにも、議員研修の充実強化が必要であるので、全道町村議会議員研修会の参加や独自研修会の開催について検討が必要と考える。

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会図書室の充実）	第２７条	議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮します。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会図書室は設置しているが、図書の充実強化と利用しやすい環境づくりが必要である。 一般町民の利用までには至っていない。	議員からの希望があれば、予算要求して充実する必要がある。
（議会事務局）	第２８条	議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ります。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	事務局体制については、現状の機能及び組織体制の中で、議会活動が円滑かつ効果的に行うことができるように努めている。	
（検証及び見直し手続）	第２９条	議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。 ２　議会は、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行います。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和２年は条例施行の年であり、検証は令和３年から行い、公表している。	

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（委任）	第３０条	この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	必要となる事項は、確認されなかった。	